

④ 手数料

住民票、印鑑登録証明書 / 各1通 300円 (窓口交付と同額)

① 利用時間

6時30分から23時まで (土、日、祝日も利用可能)

※システムメンテナンスなどのため、急遽休止する場合があります。

🏪 利用できる店舗

町内ではファミリーマート、ローソンの各店舗  
(その他、全国の主要なコンビニエンスストアなど)

🔒 コンビニ交付の安全性について

- ① マルチコピー機をご自身が操作して証明書を取得できるので、証明書が周りの人の目に触れることはありません。
- ② マルチコピー機の画面や音声案内により、取り忘れを防止しています。
- ③ システム内のネットワークは、専用の通信ネットワークを利用しているほか、通信内容の暗号化により、個人情報の漏洩を防止しています。
- ④ 証明書は、表裏両面に偽造・改ざん防止の特殊な印刷を施して印刷されます。



お問い合わせ先

町民課 ☎22-3117 大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112  
興津出張所 ☎25-0001 十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112

住民票などの  
交付手数料が変わります

コンビニ交付サービスの開始に伴う手数料の見直しにより、令和6年2月1日から、次のとおり手数料を改定します。

【お問い合わせ先】  
町民課 ☎22-3117

証明書などの種別	単位	現在	改定後
住民票の写し ※広域交付を含む	1通	200円	300円
住民票記載事項の証明書	1通		
住民票の除票の写し	1通		
住民基本台帳の閲覧	閲覧人 1人		
戸籍の附票の写し	1通		
戸籍の附票の除票の写し	1通		
印鑑証明書	1通		
印鑑登録証	1通		

2月から

住民票と印鑑登録証明書の  
コンビニ交付サービスが始まります



マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で、**住民票の写し**と**印鑑登録証明書**が取得できるようになります。早朝、夜間や土日祝日のほか、四万十町外でも取得できます。

コンビニ交付の詳細はこちらから▶



⑤ コンビニ交付を利用できる方

四万十町に住民登録があり、利用者証明用電子証明書※1  
が格納されたマイナンバーカードをお持ちの方

※1 利用者証明用電子証明書はウェブサイトなどにログインする際に使用します。ご本人が「いない」と申ししない限り、基本的にカード内部に備わっています。



☑ 必要なもの

- ① マイナンバーカード
- ② カードに格納されている利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号

(注意) 暗証番号を3回続けて間違えるとロック※2がかかります。

※2 暗証番号の再設定やロック解除が必要となった場合は、ご本人がマイナンバーカードをお持ちになり、町民課、各地域振興局 町民生活課、興津出張所のいずれかまでお越しください。ただし、開庁日であっても12時から13時の間はお手続きできません。

取得できる証明書 ① 住民票の写し

四万十町に住民登録がある方で、  
本人および同一世帯員の住民票に限ります。



※転出などで除票になった方の住民票、住民票コード入りの住民票は、コンビニ交付サービスでは発行できません。

取得できる証明書 ② 印鑑登録証明書

四万十町に印鑑登録がある方に限ります。

※コンビニ交付サービスでは、印鑑登録証は必要ありません。

